

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 27 日（金）

令和 6 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 27 日（金）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 1

○ 議事日程

- 第 1 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 54 号 非農地証明願について
- 第 3 議案第 55 号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について
- 第 4 議案第 56 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による賃借権等の設定について
- 第 5 議案第 57 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 6 議案第 58 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 7 議案第 59 号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第 8 報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第 9 報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第 10 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君

欠席委員	3 番	柿澤	博	君	5 番	小西	利章	君
	7 番	吉田	恵子	君	13 番	村越	重芳	君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 1 時59分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3 番柿澤博委員、5 番小西利章委員、7 番吉田恵子委員、13 番村越重芳委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 10 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番石坂豊治委員、9 番廣瀬正実委員、以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件から 4 番案件までを上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

1 番案件から 3 番案件を 1 番石坂委員より一括して、4 番案件を 9 番廣瀬委員より報告をお願いしますが、3 番案件が、出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、該当委員におかれましては、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時01分休憩

（本人案件のため該当委員退室）

午後 2 時01分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件から 4 番案件までのうち、はじめに、1 番案件から 3 番案件を一括して上程いたします。

1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件を一括してご報告いたします。

令和 6 年 9 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件から 3 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、田、815 m²及び 1 筆、畑、941 m²のうち 207 m²、合計 1,022 m²でございます。

申請目的は、仮設作業場への一時転用です。

転用期間は、令和 6 年 11 月 13 日から 3 ヶ月間となります。

農地区分は農用地区域、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、送電線の張替工事に関する資機材置場として使用します。雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。また、資機材等の拡散防止や、必要以外の立入をさせないため、工事用ガードフェンスで区画を囲う計画となります。

続いて、2 番案件の申請地は、1 筆、畑、500 m²のうち 45 m²及び 1 筆、畑、137 m²のうち 23 m²、合計 68 m²でございます。

譲受人、申請目的、転用期間、農地区分及び土地利用につきましては、1 番案件と同様です。

続いて、3 番案件の申請地は、1 筆、畑、1,044 m²のうち 42 m²でございます。

譲受人、申請目的、転用期間、農地区分及び土地利用につきましては、1 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1 番案件から 3 番案件につきましてですが、これらの農地区分は、農用地区域であり、農業振興地域の農用地区域となっています。原則、農地転用の許可はしないということになっておりますが、例外的に、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用（3 年以内です）に要するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであることの場合は、例外的に許可をするというものになっており、今回、申請がされたものとなります。事務

局からの説明は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件までを報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 04 分休憩

（該当委員入室）

午後 2 時 04 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、4 番案件を上程いたします。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてのうち、4 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 11 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、231 m²でございます。

申請目的は、分家住宅です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は使用貸借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長にともない手狭となり、譲渡人が所有する土地に分家住宅を建築するものです。他に適地もなく、周辺農地への影響が最も少ないことから、当該地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、整地し、汚水は、浄化槽処理後、新設最終枡を經由し、敷地東側の既設公共雨水管へ接続、放流させます。雨水については、宅地内に雨水浸透枡を設

置し、新設最終柵で汚水と合流し既設公共雨水管へ接続、放流させます。

隣地への被害防除につきましては、新設コンクリートブロック積みにて土留めを行います。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、4 番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 54 号、非農地証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第 54 号、非農地証明願について、1 番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 9 月 11 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、登記地目畑、9.36 ㎡でございます。

当該地は、10 年以上前から地域のゴミ収集所となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「資材置場、駐車場等」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 54 号、非農地証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 3、議案第 55 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

1 番案件を区域 4 内田委員より、2 番案件を区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

初めに、区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 55 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第 3 者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、畑、1,038 m²のうち 680 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとなり、新たに 1 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。続いて、区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（三橋清高君） 続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、畑、877 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1 番案件の権利の設定を受ける者は、今年度より新たに営農を開始される新規就農者となります。このことから、耕作面積が「0」となっています。また、後ほどの議案にも同じ方の案件がありますが、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 55 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 56 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による賃借権等の設定について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 56 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による賃借権等の設定について、ご報告いたします。

本案件は、生産緑地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、借り手が都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき事業計画認定申請書を作成し、農業委員会の決定を経て、茅ヶ崎市が認定するものです。

～ 1 番案件について内容を説明～

権利を設定する農地は、1 筆、畑、1,123 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件の権利の設定を受ける者は、前案件のときに説明しました方と同じ方ですので、新規就農者となります。予定では、タマネギ、ニンジン、ダイコン、山芋などを中心に営農をされるということになっております。なお、この農地は、生産緑地であることから、通常の利用権では、貸し借りが出来ないため、この都市農地の貸借の円滑化に関する法律を用いて、賃借権の設定を行うことになっております。事務局からの説明は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） この方は、新規就農者ということで助成が出るのですよね。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、その予定です。

○12番（朝倉直芳君） 権利の存続期間が、本案件は2年で、前案件は1年ということになっていますが、新規就農者の助成は3年連続で助成がなされると伺っていますが、その点に関しては、いかがなものなのでしょうか。

○局長補佐（松澤一樹君） この方の年齢は、就農時49歳ということで、原則として、補助金の支給は、50歳未満までと国から言われていますので、今後、手続きを進めていく予定です。

この方の借りる農地につきましては、貸し手である所有者としては、農地として耕作ができない。出来れば、可能な限り、この方に借りていただきたいという意向の基に、今回の契約となっていますので、次の更新でも、きちんと営農していれば、更新になるのではないかと考えています。

○12番（朝倉直芳君） 新規就農者の助成は3年続けて行われますが、借りる期間が2年であっても、問題ないということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1年目であっても、営農がきちんとされていない場合は、補助金が打ち切られる可能性もあります。これから、関係機関と一緒に確認する中で、判断していくこととなります。特に、土地の権利期間だけによるということではありません。

○12番（朝倉直芳君） 助成には3年という枠がありますが、3年間連続して借りる契約をした農地が無くても、単年度、単年度において、現状が耕作されていて、営農がされているならば、助成が成立するということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 条件は、それだけではなく、いろいろなところを見ての判断になります。現地調査につきましては、近くの農業委員の方、推進委員の方にも立ち会っ

ていただいた上で調査していきますので、事務局だけで判断するものではありません。また、皆様にそういった現地調査をお願いする機会もあるかと思えますけれども、毎年、現地を確認して、また、ヒアリングをしながら、決定していくということになっております。

○12 番（朝倉直芳君） 新規就農者に対しては、単年度、単年度において、確認が行われるということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうです。

○12 番（朝倉直芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 56 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による賃借権等の設定について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、議案第 57 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第 57 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件をご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和 6 年 1 月 27 日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 9 月 11 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

相続人は、19 筆、合計 9,401 ㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2 筆、いずれも畑、合計 2,008 ㎡につきましては、サトイモ、ネギが作付けされておりました。

7 筆、いずれも現況畑、合計 1,034 ㎡につきましては、一体として耕作しており、サトイモが作付けされていたほか、一部準備中でした。

10 筆、いずれも現況畑、合計 6,359 ㎡につきましては、一体として耕作しており、オク

ラ、クリが肥培管理されていたほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、軽トラ、トラクター、草刈り機、噴霧器、その他一式でございます。

労働力は、本人 61 歳、従事日数 300 日、専業、子 31 歳、従事日数 60 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 57 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、議案第 58 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 4 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件及び 2 番案件については、1 番石坂委員より、3 番案件及び 4 番案件については、9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

初めに、1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 58 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち 1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 9 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、1,348 m²のうち 1,118.87 m²につきましては、さと芋、ねぎ、キャベツ、さつまいもが作付けされているほか、一部準備中でした。

労働力につきましては、本人 82 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 77 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、草刈機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

5 筆、いずれも現況畑、合計 901 m²につきましては、一体として耕作しており、サトイモ、ネギ、落花生等が作付けされていたほか、一部準備中でした。

2 筆、田、合計 3,410.26 m²につきましては、水稻が栽培されておりました。

1 筆、畑、2,474 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 81 歳、従事日数 150 日、専業、弟 80 歳、従事日数 150 日、専業、妹 76 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 続いて、3 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、981 m²につきましては、準備中でした。

労働力につきましては、本人 69 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 66 歳、従事日数 150

日、専業、子 38 歳、従事日数 300 日、専業、子 36 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、草刈機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、4 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、贈与税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 9 月 18 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計 2,092 m²につきましては、一体として耕作されており、緑肥が栽培されていたほか、一部準備中でした。

4 筆、いずれも畑、合計 3,103.65 m²につきましては、準備中でした。

なお、本案件の特例農地につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け、いわゆる特定貸付けがなされており、受贈者本人が直接営農をしておりませんが、納税猶予が継続されることになります。

受贈者の農機具の保有状況につきましては、トラクター、ハンマーナイフ、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 88 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 89 歳、従事日数 300 日、専業、長男 63 歳、従事日数 300 日、兼業、長男の子 26 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 58 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 4 番案件について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 7、議案第 59 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1 番案件から 5 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件から 3 番案件については、1 番石坂委員より、4 番案件及び 5 番案件については、9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

はじめに、1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 59 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が 20 年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

令和 6 年 9 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計 3,222 ㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、刈払機、軽トラ、動力噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 82 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、2,260 ㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、草刈機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 73 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 13 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、1,256 m²につきましては、コマツナが作付けされていまして。

1 筆、畑、1,279 m²につきましては、準備中でした。

4 筆、いずれも畑、合計 3,235 m²につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、タマネギ、オクラ等が作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、噴霧器、草刈機、その他一式でございます。

労働力は、本人 48 歳、従事日数 200 日、兼業、配偶者 48 歳、従事日数 250 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 続いて、4 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 20 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

11 筆、いずれも現況田、合計 2,250.9 m²につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、821 m²につきましては、クリが肥培管理されているほか一部準備中でした。

4 筆、いずれも現況畑、合計 746 m²につきましては、一体として耕作されており、ネギ、サトイモが作付けされているほか一部準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 1,833 m²につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、ナス、オクラ等が作付けされていまして。

2 筆、いずれも畑、合計 911 m²につきましては、一体として耕作されており、カボチャが作付けされていまして。

1 筆、現況畑、23 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、刈払機、軽トラ、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 76 歳、従事日数 50 日、専業、配偶者 75 歳、従事日数 200 日、専業、子 49 歳、従事日数 150 日、兼業、子の配偶者 49 歳、従事日数 150 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、5 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 9 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 5 番案件について内容を説明～

5 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

11 筆、いずれも現況畑、合計 10,489 m²につきましては、一体として管理されており、クリ、カキが肥培管理されているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、刈払機、軽トラ、動力噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 75 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 77 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 59 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、報告のとおり税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第 9、報告第 26 号、農地法第 4 条第 1 項

第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書10ページのとおり、2件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書11ページのとおり、1番案件から2番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、駐車場敷地及び共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書12ページのとおり、1番案件から11番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第 26 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時11分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員